

社 第 424 号
令和 8 年 9 月 7 日

社会福祉法人大東福社会
理事長 西尾 浩志 様

大垣市長 石田 仁

令和 8 年度社会福祉法人の指導監査結果について（通知）

令和 8 年 9 月 3 日に実施しました貴法人に対する指導監査において、別紙 1 のとおり改善を要する事項が見受けられましたので、各事項について所要の是正措置を講ずるとともに、指摘事項のうち「文書指摘事項」については、その措置状況等を令和 8 年 10 月 30 日までに別紙 2 により報告願います。

また、措置状況の報告に当たっては、措置状況を確認できる資料を添付するとともに、監事の意見書を併せて提出願います。

なお、指摘事項のうち「口頭指摘事項」及び「助言事項」については、貴法人において所要の是正措置を講じていただくこととなりますが、措置状況の報告は不要です。

今回の指導監査の結果について不明な点等がある場合には、次の担当までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

大垣市健康福祉部社会福祉課 監査グループ	
主幹兼担当	中村
電話	直通(0584)47-7285
FAX	(0584)81-5500

(別紙 1)

社会福祉法人指導監査に係る指摘事項及び措置状況等

法人名：社会福祉法人大東福祉会

監査実施日：令和8年9月3日(木)

文書指摘事項	措置状況及びその日程
1. 計算関係書類の一部未承認について 拠点区分単位の計算書類及び計算書類の附属明細書が、理事会の承認を受けていない。 また、拠点区分単位の計算書類については、評議員会の承認もを受けていない。 【社会福祉法第45条の28第3項（計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。）】 【社会福祉法第45条の30第2項（計算書類は、定時評議委員会の承認を受けなければならない。）】 【貴法人定款第33条（事業報告及び決算）】	今年度以降の決算において、拠点区分単位の計算書類及び計算書類の附属明細書についても、理事会及び評議員会の承認を受けるようにいたします。

口頭指摘事項

1. 役員等の連続欠席について

理事会において、2回連続で欠席している理事がおり、3回連続で欠席している監事もいる。
また、評議員会においても、2回連続で欠席している評議員がいる。

【社会福祉法人審査基準第3の1の(3)（実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。）】

2. 監事監査報酬の未払いについて

監事監査への報酬が支払われていない。

【貴法人役員報酬及び費用弁償支給規程第2条（報酬）及び別表】

3. 夏季賞与の会計処理誤りについて

夏季賞与の支給時における会計処理が適正でなく、事業活動計算書の職員賞与の金額が正しく計上されていない。

【貴法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）及び引当金明細書（別紙3⑨）】

助言事項

(※法人運営に資するものと考えられる事項の助言であり、必ずしも従わなければならないものではない。)

1. 現況報告書における理事要件の記載について

現況報告書の理事状況欄において、理事に求められる3つの資格要件のうち、「区域の福祉に適している者」に該当する理事が1人も記載されていない。

【貴法人現況報告書3（当該会計年度の初日における理事の状況）】

2. 経理規程の見直しについて

経理規程第32条（月次報告）において、各拠点区分ごとの月次試算表の提出期限は翌々月10日までと規定されているが、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表の提出期限は翌月末日となっているため、期日を合わせてはどうか。

また、経理規程第61条（注記事項）について、合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受けの内容を加筆してはどうか。

【貴法人経理規程第32条（月次報告）及び第61条（注記事項）】

3. 設備資金借入の会計処理について

設備資金借入について、資金の異動が伴わない契約上の変更の場合には、借入金収入や償還支出は計上する必要がない。

一方、資金の異動が伴う場合には当該収入・支出を計上することとなるが、その際には借入金明細書に当該収入・支出の増減額を記載する必要があるため注意されたし。

【貴法人単位資金収支計算書（第1号第1様式）及び借入金明細書】

4. 旅費交通費における計上誤りについて

旅費交通費の勘定科目に消耗品が計上されている誤りがあったため、今後は注意されたし。

【貴法人総勘定元帳（旅費交通費）】

5. 計算書類の科目における区分表示について

計算書類の科目について、定められた区分表示（大区分・中区分・小区分）に従って作成してはどうか。

【貴法人貸借対照表内訳表（第3号第2様式）】

6. 附属明細書の適正な作成について

附属明細書について、積立金・積立資産明細書が未作成であった。

また、引当金明細書は拠点単位ごとに作成しなければならないところ、法人全体の明細書しか作成されていなかった。

今後は、作成しなければならない附属明細書を改めて確認し、作成もれのないよう注意されたし。

なお、作成にあたっては独自フォーマットではなく、会計システムを活用されてはどうか。

【貴法人経理規程第4条第3項（積立金・積立資産明細書）及び引当金明細書（別紙3⑨）】